

議案第64号

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成20年南風原町条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

沖縄県福祉保健所の組織再編に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成20年南風原町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「南部福祉保健所」を「沖縄県南部保健所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。